

平成 28 年度

社会福祉法人 湖南省社会福祉協議会 事業計画

基本方針

今日、バブル景気崩壊後、上向きとは言えないまでも、ようやく安定した景気になってきたようです。その中で、2015年は北陸新幹線の開通、2016年は北海道新幹線が開通し、また、2020年の東京オリンピック開催に向けて、ハード面の整備が進められようとしています。

しかし、景気の安定に反するかのように、人口の減少、少子高齢化、生活困窮、子ども・高齢者への虐待など地域のつながりの希薄化がもたらす影響が深刻となっているように、ソフト面では不安定になってきているように思えます。

その中で、社会福祉協議会として何ができるかを考えていくと、前年に引き続き、生活困窮者に対しては、家計相談支援事業を、また、新たに住民に対して生活困窮、貧困の現状を知ってもらう啓発活動等を行っていきます。また、地域のつながりづくりの強化のために、福祉の出前講座を積極的に利用してもらうための働きかけを行います。特に高齢者の認知症に対する理解を深め、できるだけ生活しやすい地域づくりを目指します。

新しく施行される障害者差別解消法や社会福祉法の改正により社会福祉協議会の組織体制についても、強化し、住民に信頼してもらえる組織づくりに努めなければなりません。景気の上向きの中でも、県、市それぞれの公共団体の財政は厳しいものがあり、各自治会や個人についても同様で、寄付金や社協会費の増加はむずかしく思いますが、社会福祉協議会の活動を知ってもらうことで、少しでも財源の確保ができるように各事業に取り組んでいきます。

重点目標

1. 第二次地域福祉活動計画の推進に努めます。
2. 住民の積極的なボランティア活動等への参加啓発に努めます。
3. 住民生活の安心のため地域のつながりづくりの活動に努めます。
4. 災害時や緊急時に備えた取り組みに努めます。
5. 在宅福祉サービスの充実と事業の安定化に努めます。
6. 法改正に対応した組織体制の強化を図り、健全な法人運営に努めます。
7. 自己研鑽による職員資質の向上と人材育成に努めます。

《★ - 新規》

A 社会福祉事業

《◆ - 地域福祉活動計画》

1. 老人福祉センター事業 【11,455 千円】

(1) 石部老人福祉センター管理事業

○施設管理事業

市から指定管理（平成 25 年度～29 年度）を受託し、老人福祉センターの機能を活かし、高齢者の生きがい活動の拠点となる事業を展開する。併設する軽運動場は、市民の健康維持、仲間づくりの場となるように努める。

また、多目的室、調理室を利用して「教養講座」「介護予防教室」「各種料理教室」を開催する。

①貸館業務

②施設管理業務

③生活・健康相談

④和の湯（入浴サービス）

和の湯利用者増を図るために年 2 回絆風呂（柚子、菖蒲風呂）を開催

⑤教養講座の開催

高齢者が自ら学び、生きがい探しや仲間づくりなど、世代交流をしながら地域づくりに楽しく参加できる「シニア応援講座」の開催

⑥料理教室の開催

⑦厨房を活用した事業

高齢者が気軽に集える場「みんなの日」を毎週水曜日に開催し、軽食や喫茶を提供する。

⑧◆老人福祉センターまつりの開催

・開催時期 5月

・センター利用者の交流や発表を行い、利用促進を図る。

⑨健康増進機器の設置

⑩市民ギャラリーの展示

⑪老人福祉センター「将棋大会」の開催

・市内に在住する 60 歳以上の人を対象に、日頃の取り組みの成果を発揮する場と交流を目的として、将棋大会を開催する。

⑫老人福祉センターだよりの発行

・市内の高齢者の利用促進のため、春と秋にセンターだよりを発行する。

○◆健康づくり運動「いきいき百歳体操」の開催

○◆「高齢者いきいき教室」の開催

高齢者の健康維持、介護予防、仲間づくりのための教室を毎週、月曜日、石部軽運動場で開催

2. 生活福祉事業 【1,883 千円】

(1) 生活福祉貸付事業 【1,223 千円】

○生活福祉資金貸付事業

生活福祉資金の貸し付けにかかる生活相談と手続き、また、償還にかかる手続きを行う。

・総合支援資金

・緊急小口資金

※上記 2 項目は生活困窮者自立支援事業と連携を図り運用。

・福祉資金

・教育支援資金

・生活保護予定世帯繋ぎ資金 ほか

○行路者旅費貸付事業

行路者に対し、帰宅に必要な経費のうち近隣駅までの切符を貸付ける。

(2) 地域福祉権利擁護事業 【660 千円】

判断能力の不十分な認知症高齢者、障がい者等が自立し安心して地域生活を送れるよう支援する。

・福祉サービス利用援助

・日常的金銭管理サービス

・書類等預かりサービス

・職員（地域担当）による生活支援員活動

・成年後見センター事業への参加と協力

B 公益事業

1 法人運営事業 【70,015 千円】

(1) 本部事業

会務運営に必要な事務ならびに事業の運営に必要な会計を中心とした事務業務などを総合的に行う。

- ・理事・評議員・監事の選任
- ・役員会の開催（予定）
 - 理事会 年 3～5 回
 - 評議員会 年 2～3 回
 - 監事会（監査） 年 1 回
- ・市内各世帯・事業所への会費の納入依頼と徴収
- ・法人会費増額のための広報紙活用
- ・役職員研修の開催
- ・会計（予算執行と経理）
- ・予算、決算の作成
- ・事業計画、事業報告の作成
- ・庶務（公印、金庫の管理を含む）
- ・定款、規程等の事務管理
- ・職員管理
 - 人件費抑制の一環としての管理職手当の一部カット（継続）
 - 衛生委員会の運営
- ・職員人事交流
- ・事業継続計画（BCP）の作成のための事業整理
 - 非常時における本会の事業継続を計画化するため、それぞれの事業内容や事務を整理する。

2 地域福祉事業 【13,520 千円】

(1) 地域福祉活動事業 【1,655 千円】

- ①◆地域たまり場事業の実施
- ②◆地域福祉支援事業
 - 学区ごとに担当の職員（地域福祉支援員）を配置し、活動の支援を行う。
- ③◆地域見守り活動の推進と体制の整備
 - ・生活支援サポーター事業の実施
 - ・給食サービス利用者に対する安否確認と見守りの実施
 - 毎月 1 回、利用料の集金時に安否確認活動を行う。
 - ・声掛け運動の実施
- ④◆わかりやすい地域支え合い活動のパンフレット作成

○小地域福祉推進事業

地域を主体とするふれあいサロンや見守り活動、福祉講座などの勉強

会に対する活動費の支給、活動運営に関する助言、情報提供を行う。

- ・福祉協力員制度の展開

○小地域福祉活動事業推進交付金事業

- ・まちづくり協議会が地域の福祉課題の実情に合わせ、自主的に解決しようとするための事業経費を交付する。
- ・小地域福祉活動事業推進フォーラムの開催

○◆災害ボランティアセンター設置・運営のための体制整備

- ・運営マニュアルの整備
- ・設置訓練の実施

○◆福祉出前講座の開催

地域住民や自治会・団体等を対象に、社会福祉協議会の事業、ボランティア、介護などの各担当職員を講師として派遣し、市民の社会福祉協議会や地域福祉への啓発と推進のため、福祉出前講座を行う。

(2) ボランティアセンター事業 【4,885 千円】

すべての住民が、自発的に福祉活動に参加できるまちづくりの推進のため、誰もがいつでもどこでも気軽に参加できる環境や機会の提供、活動に関する相談、助言、支援、斡旋を行う。さらに、活動の拠点となるボランティアセンター機能の充実を図る。

○ボランティア活動に関する広報・情報収集および提供

- ①◆地域の団体や関係機関への啓発、連携と協力
- ②◆広報啓発活動
 - ・ボランティア情報紙、ホームページ、講座やイベントのチラシ等での情報発信
- ③◆センター登録グループの紹介
 - ・ホームページ、活動報告書、広報、展示パネルの作成や配布

○◆ボランティア活動に関する相談と助言

○ボランティア講座や教室の開催やボランティアの育成

- ①◆災害ボランティア講座の開催
- ②◆生活支援サポーター講座の開催
 - ・地域見守り活動支援のための入門講座
- ③◆若年層ボランティアの啓発と育成
- ④◆ボランティア入門講座の開催
 - ・アイマスク、手話、車いす、高齢者疑似体験講座
- ⑤◆高齢者支援福祉講座
 - ・話し相手、傾聴ボランティア講座

- ⑥◆子育て関係ボランティア教室
 - ・子育て支援及び子育て中の方のボランティア理解を深め参画を図る。
- ⑦◆福祉推進校での体験学習や総合学習、文化祭等への協力と助言
- ⑧◆ゴーヤカーテンプロジェクトの推進
- ボランティア活動の組織や交流の推進
 - ①◆ボランティア祭りの開催
 - ・ボランティアとの交流を通じ、広くボランティアについて理解してもらう場の提供。
 - ②◆ボランティア交流会の開催
 - ・活動内容が共通するグループの交流や情報交換の機会の提供
 - ③★◆国際交流・外国人の子どもたちの家庭学習の支援
- ボランティアの活動基盤整備
 - ①◆ボランティア登録とボランティア保険の加入事務
 - ②◆災害ボランティアの登録と組織化
 - ③ボランティアグループへの活動助成
- 給食サービス事業の実施
 - ①ボランティアによる手作り弁当の調理
 - ②◆配達を通じた安否確認と見守りの実施
- その他
 - ①備品の貸し出し
 - ・アイマスク、玩具など
 - ②全市の高齢者を対象とした高齢者サロンの運営に協力
 - ③ボランティア功労表彰式の開催
 - ◆リサイクルコーナーの設置

(3) 広報活動事業 【1,868 千円】

○◆広報発行事業

住民の社会福祉協議会活動への理解と地域福祉活動の推進を図るため、
広報紙を発行する。

年間3回発行	6月および10月号	新聞折込形式	21,000部
	2月号	全戸配布方式	15,000部

○◆福祉情報提供事業

まちづくりセンターへの社協情報の提供

○◆ホームページ更新

住民へのインターネットによる運営や事業に関する情報提供

(4)助成事業 【2,223 千円】

○地区活動助成事業

各地域で実施、展開される福祉活動に対し助成金を交付する。

各区から納入された社会福祉協議会の会費額の 20%相当額を地域の福祉活動に助成金として還元する。

○福祉団体活動助成事業

市内の福祉関係団体に対し、活動助成金を交付する。

(5) 敬老会開催事業 【2,389 千円】

○敬老会開催助成事業

各区、高齢者施設で開催される敬老会に助成を行ない、高齢者を敬う行事の充実を支援する。

○敬老祝品贈呈事業

敬老の日に合わせて、米寿などの節目の年を迎えられた高齢者に記念品を贈呈する。

88 歳、90 歳、99 歳、100 歳以上を対象

(6)★生活困窮者支援事業 【500 千円】

貧困が連鎖しないよう主に子どもの貧困に目を向け、地域で支える体制づくりを進める。

- ・子どもの貧困をテーマとしたフォーラムの開催
- ・実施地域への助成事業

3. 受託事業 【15,025 千円】

(1) 障がい児ホリデースクール事業 【3,027 千円】

長期休暇期間中に自宅に閉じこもりがちな障がい児の自立や余暇活動を支援し、ボランティアの参画により地域交流を促進する。

また、スタッフの充実や資質の向上を図るための講座を開催する。

- ・夏期休暇中の 18 日間、冬期及び春期休暇中のそれぞれ 2 日間の開催（一日の定員 20 名）

(2) ファミリー・サポート・センター事業 【3,009 千円】

安心して子育てができるよう、「一時的に子育ての手助けを希望する人」と「子育ての手助けができる人が会員となり、地域の中でお互いに助け合うファミリーサポート事業の連絡、調整を行う。

- ・依頼会員と提供会員の募集
- ・会員交流会、研修会の開催

- ・事業パンフレットの作成と広報活動
- ・会員相互援助の仲介とアドバイス
- ・休日開所
- ・関連イベント参加による啓発活動

事務所 《平和堂甲西中央店 3階》
《月～金、10：00～17：30》

(3) 社会を明るくする運動事業 【190 千円】

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、明るい社会を築こうとする全国的な運動を湖南市内で推進する。

- ・推進委員会の設置と運営
- ・更生保護の日に運動関係者の研修会を開催
- ・啓発チラシの作成
- ・街頭啓発活動

(4) 和の家生きがいデイサービス事業 【3,611 千円】

○介護予防教室の開催

家に閉じこもりがちな高齢者に趣味等の生きがい活動の機会と場を提供するための「デイサービス和の家」を毎週、火・水曜日、石部軽運動場和の家で開催

(5) 高齢者生きがいサロン事業 【3,294 千円】

○おたっしやる一む

高齢者の心身の健康を維持し、閉じこもりや認知症を予防し、地域で安心して生活できるよう支援する。

- ・毎週、月・木曜日、松籟会館「おたっしやる一む」で開催

○みくも生きいきサロン

高齢者、障がい者の心身の健康を維持し、社会的孤立の解消、自立支援の助長、介護予防を図り地域で安心して生活できるよう支援する。

- ・月2回、金曜日、みくもふれあいセンターで開催

(6) 生活困窮者自立支援事業 家計相談支援事業 【1,894 千円】

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援、家計相談支援等を実施する。

- ・家計相談支援員（兼務）の配置
- ・生活福祉資金貸付制度の活用

- ・判断能力が弱まっている生活困窮者への地域福祉権利擁護事業の支援
- ・生活困窮者自立支援事業の周知・広報活動の展開
- ・市自立相談支援事業、市住民生活相談窓口および関係部署との連携
- ・地域での居場所づくりや就労準備への支援

4. 居宅介護事業 【72,794 千円】

(1) 居宅介護支援事業 【4,730 千円】

○居宅介護支援事業

介護保険認定者（要支援・要介護者）に介護サービスを利用する際の相談に応じ、アドバイスを行い、安らかな生活ができるように援助する。

- ・相談、介護サービス計画の作成、各関係機関との連絡調整

(2) 訪問介護事業 【55,593 千円】

○訪問介護事業

- ①介護保険認定者（要支援・要介護者）にホームヘルパーを派遣する。
 - ・サービス計画に基づいて、生活援助・身体介護・通院時乗降時介護サービスの提供
 - ・県登録喀痰吸引等事業者として関係医療機関等の医師、看護師と連携しながら、訪問介護職員によるたん吸引等の介護サービスの提供
- ②介護保険適用外サービスの提供

利用者から要望、承諾があった場合、訪問介護事業等を実施する中で、利用者の生活状況や身体状況から、家事援助や身体介護、通院付添いの介護保険適用外サービスを提供する。
- ③外出入浴等サービス事業

本会サービス利用者に対して、日常生活の一層の自立を支援するため、外出入浴や外食、買い物による外出の機会を設ける。

(3) 障がい者総合支援事業 【10,558 千円】

①訪問介護事業

介護を要する心身障がい者（児）を抱える家庭や重度の身体障がい者（児）のいる家庭で、家族が介護を行うことが困難な世帯にホームヘルパーを派遣する。

- ・随時、生活援助・身体介護サービスの提供

②同行援護事業

屋外での移動が困難な視覚障がい者に同行し、外出のための支援を

行なう。

- ・視覚障がい者ガイドヘルパーを派遣し、通院や買い物などの日常的な外出、また社会参加や余暇活動などの外出時の介助を行う。

(4) ★特定相談支援事業 【289 千円】

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、障がい者福祉サービス等の利用計画の作成等を行います。また、障がいのある人や家族の方からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び関係機関との連絡調整などを行います。

(5) ホームヘルプサービス事業 【490 千円】

ひとり暮らしなどで、日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、家事の援助を行うヘルパーを派遣する。

- ・週1回、生活援助の訪問

(6) 子育てホームヘルプサービス事業 【630 千円】

①多胎児家庭ホームヘルプサービス事業

多胎児のいる世帯に対し、家事や通院、育児など、様々な活動の支援を行うことで、保護者の負担を軽減する。

- ・1週当たり5回限度、1回当たり2時間限度の訪問

②子育て支援ヘルプ事業

新生児（6ヶ月未満乳児）のいる世帯に対し、家事や通院、育児など様々な活動の支援を行い、保護者の負担を軽減する。

(7) 福祉有償運送事業 【504 千円】

介護を必要とするお年寄りや障がいのある方で本会のサービス利用登録をした方に有償運送サービスを行う。

- ・市内、隣接市の病院等への運送

5. 施設管理事業 【8,976 千円】

(1) 社会福祉センター管理事業 【4,822 千円】

○施設管理事業

市から指定管理（平成25年度～29年度）を受託し、社会福祉センターの施設管理と貸館業務等を行う。

- ①貸館業務
- ②施設清掃、光熱管理（環境に配慮した節電活動）
- ③福祉や生活に関連する相談

- ④◆福祉に関する情報提供を目的としたホールでのたまり場活動

(2) ふれあいの館管理事業 【4,154 千円】

○施設管理事業

市から指定管理（平成 25 年度～29 年度）を受託し、施設と設備の維持管理と貸館業務を行う。

○◆ボランティア促進事業

- ①ボランティア活動の啓発
- ②ボランティア活動の調査研究及びボランティア登録
- ③ボランティア活動の資料収集及び情報提供
- ④ボランティアグループ、その他関係機関、団体等との連絡調整

○施設事業

- ①高齢者サロンの開催支援
- ②◆誰もが気兼ねなく集うことのできる「たまり場」の開催
- ③◆健康づくり講座の開催支援
- ④◆リサイクルコーナーの設置

6. 善意銀行事業 【870 千円】

○生活困窮者支援活動

生計が逼迫している困窮者への食料品の支援

○◆「誰もができる善意の支援活動」の実施

物品や食料品の協力を呼びかけ、必要とされる人や施設への支援活動を行う。

○催し物器具貸出事業

地域や団体での催しへの器具の貸し出しを行う。

- ・5 種類の器具

（綿菓子、ポップコーン、かき氷、たこ焼き、焼きそば）

○福祉機器貸出事業

期間限定で車いすの利用を希望する人に対し、無料で貸し出す。